

向陽高校東京地区同窓会会則

第 1 章 総 則

第1条（名称） 本会は向陽高校東京地区同窓会（以下同窓会という）と称する。

第2条（目的） 本会は和歌山県立海草中学校及び和歌山県立向陽高等学校（以下向陽高校という）卒業生を中心とする会員相互の親睦をはかり向陽高校を後援することを目的とする。

第 2 章 会 員

第3条（会員） 本会は次の会員をもって組織する。

1. 通常会員
 - ア 海草中学校・向陽高校を卒業した者。
 - イ 海草中学校・向陽高校に在籍した者。
2. 特別会員
 - ア 海草中学校の職員
 - イ 向陽高校の旧職員及び現職員

第 3 章 役 員

第4条（役員） 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 常任幹事 6名
4. 幹事 3名（幹事のうち1名は会計を、1名は書記を担当）
5. 会計監査 1名

第5条（役員を選任） 役員を選任は次のとおりとする。

1. 会長は役員会で推薦し、総会で承認する。
2. 副会長、常任幹事、幹事及び会計監査については会長がこれを推薦し、総会で承認する。

第6条（任期）

1. 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
2. 補欠選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。
3. 任期満了後もまだ次期役員が決定しない時には決定するまで在任するものとする。

第7条（役員の職務） 役員の職務内容は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を処理し、必要に応じて役員会を召集し、会の運営に当たる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合にはこれを代行する。
3. 常任幹事は会長の諮問に応じ会の運営を推進する。
4. 幹事は本会の運営に関する企画、執行を行う。
5. 幹事の会計担当者は本会の収支を明確にし、金銭を保管する。
6. 幹事の書記担当者は総会、役員会の書記を務め、会議録を作成する。
7. 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

第 4 章 機 関

第8条（総会） 本会の最高決定機関は同窓会総会（以下「総会」という）とする。

第9条（開催）

1. 総会は本会の目的を達成するために原則として年1回、会長がこれを招集する。
2. 臨時総会は会長または役員会が必要と認めたとき、会長がこれを招集する。
3. ただし、やむを得ず総会を開くことが出来ない場合は役員会の議を経て執行することができる。

第10条（成立）

1. 総会は出席した会員によって成立する。
2. 総会の議長は会長とする。
3. 決議は出席会員の過半数の賛成を要し、可否同数の時は議長がこれを決する。

第11条（役員会）

1. 役員は役員会を組織し本会を運営するために次の事項を協議し、総会の承認を得て事務を執行する。
 - ア 予算
 - イ 決算
 - ウ その他
2. 役員会は、緊急を要する事項について総会に代り審議・決定することができる。
3. 役員会は出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数の時は会長がこれを決する。

第 5 章 事 業

- 第 1 2 条 (事業) 本会は次の事業を行う。
1. 会誌及び会員名簿の発行。
 2. 親睦会、講演会等の開催。
 3. 和歌山県立向陽高校を後援。
 4. 本会のホームページの作成・公開・管理運営。
 5. その他本会の目的を遂行するための必要事項。

第 6 章 会 計

- 第 1 3 条 (経理) 本会の経費は毎年開催する同窓会の参加費、寄付金及びその他の収入をもってこれを充てる。
- 第 1 4 条 (会費) 本会への入会金及び会費は不要とする。ただし、必要に応じ役員会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。
- 第 1 5 条 (決算) 本会の会計状態及び収支決算は会計監査を経て総会の承認を得なければならない。
- 第 1 6 条 (会計年度) 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 7 章 会 則 改 正

- 第 1 7 条 (会則改正) 本会則を改正する必要がある時は総会の承認を得て行わなければならない。
- 第 1 8 条 (細則) 本会則の施行に関し必要な事項は役員会が別に細則を定めることができる。
- 第 1 9 条 (附則) 1. 本会則は平成14年7月14日から施行する。
2. 平成25年5月26日 改正。